

## ITGI 関連翻訳物の著作権の使用許諾に関する基本方針

- ① 原則として原典（英文）に関する取り扱いと同じものとする。
  1. ITGI 本部、ISACA 本部、及び ISACA の日本国内支部の Web から配布される著作物に関するアクセスの権限は以下の3種類とする。いずれにしても個人としての利用に限定される。
    - a. ISACA の会員に限定されるもの
    - b. 事前に氏名や所属等に関する情報を登録した個人にアクセスが許可されるもの
    - c. 氏名等を明らかにしなくてもアクセスが許可されるもの
  2. 学術目的の利用に関しては特に許諾を得なくても複製の作成や配布は自由に行うことが出来る。その際に原典の名称や著作権の所在等を必ず明記することが求められる。
  3. 商業目的の利用については、個別に ITGI 本部との間において書面による許諾を得なければならない。
  4. ITGI 本部、ISACA 本部と契約によって知的財産に関する利用権限を与えられている企業は、その範囲において取り扱いを行うことが出来る。
  5. 著作物を印刷したものを販売する際には、ISACA の Bookstore で行うことを原則とする。日本国内で印刷し販売しようとする際には、定められた手続きによって行うものとする。
- ② 引用に関して
  1. 個人の研究等において引用を行う場合には、個別に ITGI 及び ITGI Japan に対して許諾を得る必要は無いが、その著作物の名称及び著作物に明記されている著作権保有者の名称を明記すること。
  2. 個人もしくは企業が商業目的の活動において、ITGI 関連の著作物を「参考資料」として引用する場合、個別に ITGI 及び ITGI Japan に対して許諾を得る必要は無いものとするが、その著作物の名称及び著作物に明記されている著作権保有者の名称を明記すること。  
引用はあくまでも良識ある常識的範囲のものであることに留意しなければならない。
  3. ITGI の著作物（翻訳物）の内容そのものを商業目的で使用する場合には、事前に ITGI 本部及び ITGI Japan との間で書面による許諾を得るとともに、ITGI Japan の賛助会員となることとする。
- ③ 例外的事項について
  1. 上記の項目で判断が難しいケースについては、個別に対応する。
    - a. 原典に関しては ITGI 本部に問い合わせること
    - b. 日本語翻訳物に関しては ITGI Japan 事務局長の扱いとする

以上

日本 IT ガバナンス協会 (ITGI Japan)